2　原則

2.1　郵便業務理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。

2.2　オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、郵便業務理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により常設の部会及び特別のチームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバー及び特別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

2.3　例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。

第十三条

一般規則第百十六条を次のように改める。

第百十六条　旅行の費用の償還

1　郵便業務理事会に参加する加盟国の代表者の旅行の費用及び滞在費は、当該加盟国が負担する。ただし、国際連合の作成する表において後発開発途上国の一とみなされる加盟国の各一人の代表者は、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用（エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る。）の償還を受ける権利を有する。

第十四条

一般規則第百十七条の次に次の一条を加える。

第百十七条の二　連合の常設機関の調整委員会

1　管理理事会の議長、郵便業務理事会の議長及び国際事務局長は、連合の常設機関の調整委員会を構成する。

2　調整委員会は、次の権限及び任務を有する。

2.1　連合の常設機関の活動の調整に貢献すること。

2.2　必要な場合には、連合及び郵便業務に関する重要な問題について討議するため、並びに連合の機関に対してこれらの問題に関する評価を提供するために会合すること。

2.3　連合の活動に関する全ての決定が連合の文書に定めるそれぞれの機関の責任に基づき適当な機関によってなされるように、戦略計画の作成の適正な実施を確保すること。

3　調整委員会は、管理理事会の議長の招集により、連合の所在地において、一年に二回会合する。会合の期日及び場所は、同理事会の議長が郵便業務理事会の議長及び国際事務局長と合意の上決定する。

第十五条

一般規則第百二十三条を次のように改める。

第百二十三条　大会議、管理理事会及び郵便業務理事会における諮問委員会の代表

1　諮問委員会は、連合の機関との有効な連絡を確保するため、投票権なしでオブザーバーとして大会議、管理理事会及び郵便業務理事会並びにそれぞれの委員会の会合に参加する代表者を指名することができる。

2　諮問委員会の委員は、第百五条の規定に従い管理理事会及び郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合に招請される。また、諮問委員会の委員は、第百九条2.2及び第百十五条2.2の規定に従い常設の部会及び特別のチームの活動に参加することができる。

3　管理理事会の議長及び郵便業務理事会の議長は、諮問委員会の会合の議事日程にこれらの理事会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において当該各理事会を代表する。

第十六条

一般規則第百二十七条を次のように改める。

第百二十七条　国際事務局長の権限

10の二　国際事務局長は、連合を法的に代表する。

1　国際事務局長は、国際事務局を組織し、管理し、及び統括する。

2　職の分類、任命及び昇級に関し、

2.1　国際事務局長は、G1からD2までの等級の職を分類し、かつ、職員をこれらの等級に任命し、及び昇級させる権限を有する。

2.2　国際事務局長は、P1からD2までの等級への職員の任命に当たり、加盟国が推薦した当該加盟国の国籍を有し、又は当該加盟国において職業活動に従事する候補者の職務上の適格性を考慮する。この場合において、国際事務局長は、大陸間の衡平な地理的配分及び言語を考慮する。D2の等級の職は、国際事務局の能率に最大の注意を払い、できる限り、それぞれ異なる地域であって国際事務局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によって占められるものとする。特別な資格を必要とする職の場合には、国際事務局長は、外部に対し募集を行うことができる。

2.3　また、国際事務局長は、新しい職員の任命に当たり、D2、D1及びP5の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟国の国民でなければならないことを考慮するものとする。

2.4　国際事務局の職員のD2、D1及びP5の等級への昇級については、国際事務局長は、2.3に規定する原則と同様の原則を適用する義務を負わない。

2.5　採用の過程においては、衡平な地理的配分及び言語を考慮することの要請よりも能力を優先する。

2.6　国際事務局長は、職員のP4からD2までの等級への任命及び昇級につき、一年に一回、管理理事会に通報する。

3　さらに、国際事務局長は、次の権限を有する。

3.1　連合の文書の寄託者として並びに連合への加入及び加盟並びに連合からの脱退の手続において仲介者として行動すること。

3.2　大会議において行われた決定を全ての加盟国政府に通報すること。

3.3　郵便業務理事会が定め、又は改正した施行規則を全ての加盟国及びその指定された事業体に通報すること。